

【事案 I - 3】 契約変更・掛金返還請求

・ 2023 年 3 月 3 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、1994 年 2 月に年金共済に加入したが、2018 年 12 月に契約内容の誤りに気が付いたため、錯誤による契約内容の復元を求めたところ、2019 年 4 月に新たに契約変更をさせられたため、これを不服とし、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

- (1) 契約者の当初意向通りに年金共済の復元を求める。
- (2) 「変更に伴い支払った共済掛金 334,500 円および 53 歳払込終了としての精算分 389,720 円を申立人に支払え」との判断を求める。
- (3) 年金支払開始日を 60 歳 11 ヶ月ではなく、60 歳到達時点での受取開始を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 被申立人は共済証書がすべて証拠となっているので、顧客の自己都合での変更となると主張するが、申込時点で既に被申立人側がこちらの意向を確認せずに進めているため、誤りに基づいて作成された共済証書そのもの自体が間違っただけのものになっているため証拠にならない。
- (2) 1995 年 1 月に被申立人に共済証書を提出するよう言われ預けているが、その理由について尋ねても返答のないことや裏書もないことから書き換えられたと思われる。
- (3) 申込当日、被申立人が申込内容等の控えを顧客に渡さなかったことが本件の要因の一つである。申込当日は商品説明がまったくなく、肝心の払込終了年齢は選択できるにも関わらず一切こちらの意向確認等がなかった。被申立人に申込時、顧客にどのような控えを渡しているか、弁護士を通じて回答を依頼しているが返答がない。
- (4) 契約日は 2 月ではなく 3 月である。その理由は 1994 年 3 月に 53 歳までの払込終了としての調整金として 65,000 円を被申立人に振込んだからである。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 申立人が主張する事実のうち、被申立人の提出した書証により証明される事実と反する事実はすべて否認する。
- (2) 申立人が被申立人に支払った金員は、現契約のとおりであり、それ以外の支払は一切ない。

(3) 掛金の変更は、申立人の意思に基づき、被申立人が規定に基づき計算したもので、その際すべて申立人に説明した。

<裁定の概要>

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

申立人主張の内容の共済契約が締結された事実を認めることができないから、その余の論点について判断するまでもなく、本件請求については、いずれもこれを認めることができないので、当審議会としては、申立人の請求は認められないと結論づけるものである。